

池田市火災予防条例の一部改正（案）に対するパブリックコメント の実施結果について

1. 実施内容

趣旨

林野火災防止対策として、火の使用制限についての明確化、林野火災に関する注意報・林野火災の予防を目的とした警報の発令の創設、たき火の届出の明確化、新たな対策の強化・徹底を図るため、本条例の一部改正を検討しています。つきましては、この改正の概要（案）について、皆様のご意見を募集しました。

提出期間

令和7年10月20日（月）～令和7年11月10日（月）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市火災予防条例の一部改正（案）の概要

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数0名
提出件数0件

3. 問合せ

消防本部予防課（TEL 072-754-3511）